

国土交通省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
14	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号の支障事例 【支障事例】 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更は区域区分の変更に伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う経易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲されるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われないことが懸念される。	都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い経易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画の変更の簡素化が図られ、適切な都市計画変更が可能となる。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	青梅市		支障事例 ○国道2号線に隣接した消防署出張所を用途廃止して、先延しようとした際に、市街化調整区域であること理由で用途を創設して、国道に近い事務所として活用したい民間業者への売却ができない、というケースがあった。 ○入居予定の敷地に対して、市街化区域で市街化調整区域の線引きについて、柔軟な変更が市町村の権限でできるようにして欲しい。特に、公共施設が建設された土地を売却、売却して活用しようとするケースは稀であると考えられる。 ○区域区分の境界とされている地形・地物の位置の変更による都市計画の経易な変更については、市町村内における限定的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。	区域区分は、一市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとしている。 区域区分の経易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないとして認められるものについて協議を不要としているものであるが、経易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。	
277	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	都市計画の経易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲	【提案の背景】 市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しに伴うため、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。 【支障事例】 区域区分は道路、河川、構造物の見直し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の縁辺に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基礎が規定されていることが多い。近年、それら高規格化や新規に開通等に伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直すこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。こうした区域区分の変更に伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。	都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い経易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画変更手続きの簡素化が図られる。	都市計画法第15条	国土交通省	八王子市		支障事例 ○区域区分の境界とされている地形・地物の位置の変更による都市計画の経易な変更については、市町村内における限定的な見直しであることや、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。	区域区分は、一市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとしている。 区域区分の経易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないとして認められるものについて協議を不要としているものであるが、経易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。	
17	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由事務の廃止	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申込みについては、書面による申請の場合には、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県經由事務の廃止を要する必要がある。 【支障事例等】 都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県は願書を受け付けられない、期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県經由事務の廃止を要する。受験者の利便性向上を図る。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	愛知県		支障事例 ○3月の忙しい時期に受付することになり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。 ○例えば一部試験の受験申込みがある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合は受付付けの可否を国に判断を要する必要がある。二度手間となる。 ○受験申し込み日と国への送付期限までの期間が短く、受験申込み当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮していること。 ○現任、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。このため、提出された申し込み書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 ○電子申請と書面による申請の窓口が異なることは、受験者の混乱を招く。 また、本団体では昨年度も郵送・窓口合わせて700人以上の申請を受け付けており、事務処理が職員の大変な負担となっている。 本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が毎年多数(受付)される。また郵送による関連した申請も多く、原則は本人に送達するが、期限ギリギリの場合(国)に直接送付する、事務処理が学業に優先している。 ○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地、就業地の都道府県では願書を受け付けられない、期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。 ○現住所以外の在学地や就業地の都道府県は願書を受け付けられないため、受験者が揃って申請した場合、期限内に受け付けられない可能性がある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととしている。 また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。 もし提案のとおり書面による受験申込みの義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。 また、支障事例に記載されている「期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失う」という点については、期限までに都道府県に到達しなければ、運用上、国に申請書が到達する必要はないため、支障事例にはあたらない。	
50	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由事務の廃止	【支障事例】 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。 現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。このため、提出された申し込み書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 例えば、論文試験の一部受験申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。 また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務もしている。 1 試験日程等についての通知 ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼 ・庁内でポスター・掲示・HPへの掲載 2 願書の配布 ・課内にカウンター設置、配布 ・郵送での配布(平成27年度は55件) 3 合格発表 ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示 これを合わせるとおおよそ1.1人役分の事務負担となっている。 【制度改正の必要性】 本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手段として活用しているということも考えられるので、(略)引き継ぎ・譲渡・検討が行われるべき」とされている。	書面の受付・確認作業を国が一元的に責任をもち行うことで、より迅速な受付が可能となり、受験者の利便性向上につながる。行政の効率化にも資する。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	埼玉県		支障事例 ○3月の忙しい時期に受付することになり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。 ○受験申し込み日と国への送付期限までの期間が短く、受験申込み当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮していること。 ○現任、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。このため、提出された申し込み書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 ○提出された申し込み書に記入漏れや疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととしている。 また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。 もし提案のとおり書面による受験申込みの義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。	
292	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由事務の廃止	【現行制度の概要】 不動産鑑定士試験の受験申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。 【支障事例】 現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることになり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。また、都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に送達し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一した窓口が明確でないために受験者が混乱している。 【制度改正の必要性】 当該業務は、法定受託事務ではあるが、現、国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。	【制度改正による効果】 受験申込みの都道府県經由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化され、願書登録事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	九州地方知事会	福岡県提案分「別紙1あり」 【具体的な支障事例、制度改正効果】 ※01	支障事例 ○3月の忙しい時期に受付することになり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。 ○受験申し込み日と国への送付期限までの期間が短く、受験申込み当日に提出された申し込み書に修正の必要があった場合、その対応に苦慮していること。 ○現任、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多い。このため、提出された申し込み書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 ○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない、期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととしている。 また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。 もし提案のとおり書面による受験申込みの義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。 また、支障事例に記載されている「受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一した窓口が明確でないために受験者が混乱している」との点については、試験に関する統一しない問い合わせ先として、試験案内やホームページにおいて国土交通省の担当部署を明記しており、今後とも周知に努めていく予定である。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	見解	見解	見解
<p>道路などの地形・地物の位置の変更に伴う区域区分の変更については、都市計画法施行規則第13条第1項第1号により経易な変更と規定されていることから、都市計画区域マスタープランに基づく、広域的な観点から求められるものではないと捉えている。</p> <p>なお、施行規則第13条第1項第1号の経易な変更では、当該変更に係る部分の面積の合計が4ヘクタール未満と規定されているが、この面積要件が権限移譲の支障となるのであれば、しきい値を下げることは問題ないとする。</p>	<p>今回提案の対象とする経易な区域区分の変更は、都市計画法施行規則により地形地物等の変更に伴うものかつ区域面積が限定されたものであり、都道府県事務となっていることにより、広域的観点から検討の必要性が低いと考えられる道路整備や開発等に伴う数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更に対しては、区域区分変更まで長時間の遅延が生じ、現場に支障が生じていることから、市町村への権限移譲を求めたものである。</p> <p>道路整備や開発等に伴う、数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更については、都道府県が事業実施後も把握していないことがあり、都道府県の区域区分の一斉見直しに伴う作業は市町村が行っている実態からも、市町村事務としても支障は少なく、自治体が受けるメリットは大きいと考える。</p> <p>以下 都市計画法施行規則抜粋 (都市計画の経易な変更) 第十三条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされる鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの</p>	<p>【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とすべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「経易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さない認められるものについて協議を不要とするものであり、経易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が異なるものではない。この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。</p>
<p>【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先振りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。</p> <p>以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。</p> <p>国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考えられる。</p> <p>【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部</p>	<p>【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先振りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。</p> <p>以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。</p> <p>国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考えられる。</p> <p>【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部</p>	<p>【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>		<p>第1次回答のとおり、国の利害に重大な関係がある都市計画である区域区分について「経易な変更」を定めている趣旨については、区域区分の変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さない認められるものについて協議を不要とするものであり、経易な変更の対象となる小規模な変更であることをもって、都道府県が広域的な観点から行うべきという性格が異なるものではない。この考え方は、都市計画法施行規則第13条第1項第1号に規定する面積要件によって変わるものでもない。</p> <p>また、区域区分の見直しに伴う作業を市町村が行っていたとしても、最終的に都道府県が区域区分の変更を行うべきか否かを判断しているものであり、このことをもって市町村の権限としてもよいということではない。</p>
<p>不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが明記されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接都道府県に受付付けられている。</p> <p>また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込の受付を行わずとも、受験機会の公平性は十分に確保されていると考える。</p> <p>さらに、本県では平成27年度受験申込み102件中、約8割の149件が郵送:窓口持参による申込みであったが、その大半が郵送によるものであり、都道府県が受験申込の受付を行わずとも、受験申込書の郵送先を都道府県からに変更するだけで住民(受験者)の利便性が低下することはない。逆に、郵送により県に提出された申込書に疑義があった場合、受験者への修正指導など受付までに時間を要することがある。</p> <p>窓口申込みについても利用者は一部であり、むしろ、窓口持参を認める現状では、居住地や勤務先が県庁から遠い受験者にとっては利用しやすく、受験申込書の記入方法を対面で質問する機会の有無という点では公平とは言えない。</p> <p>そのほかにも、同じ国土交通省の資格試験でマンション管理士や管理業務主任者の試験受付は受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、指定検査機関への郵送に統一されており、都道府県庁舎への持参は行われていないことを考えると、不動産鑑定士試験において、都道府県経由の義務付けを廃止しても、必ずしも住民(受験者)の利便性低下にはつながらず、また事務処理の遅延等が発生するとは限らないと思われる。</p>	<p>【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先振りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。</p> <p>以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。</p> <p>国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考えられる。</p> <p>【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部</p>	<p>【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>		<p>各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験では5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。</p> <p>もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、一部都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6～7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかると等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。</p> <p>さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業者の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土壌評価への悪影響も懸念される。</p> <p>受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考えられる。</p> <p>なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎってしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、受験願書要領の記載ぶりなどについては引き続き工夫をて参りたい。</p>
<p>国土交通省は、国土交通省を経由することとした理由等は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。</p> <p>受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。</p> <p>本来、国民や住民への行政サービスの上では、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、窓口への物理的距離や事務処理の遅延を懸念するのはあくまで省内の出入機関との協力的体制を構築すればよいと思われる。</p> <p>国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が高いという現状を前提に都道府県の経由を必要と結論づけるのは早計なと思われる。</p> <p>窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁内に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類を直接受け付けることとした合理的理由も見当たらない。</p> <p>郵送の場合は、直接届へ郵送することとしても受験者の利便性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示や郵送先が「国交省」へ一本化されることで既送前の都道府県に誤って郵送された書類を受験者に返送していた問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。</p> <p>都道府県を経由する現行制度は、具体的な支障事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。</p> <p>なお、詳細については補足資料を参照されたい。</p>	<p>【香川県】 全国からの受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させない(受験申込の受付等)が可能である。</p> <p>不動産鑑定士試験では、持参による申し込みが認められているが、同じ受験機を全国公平に広く提供されるべきである他の国家試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請に限定しても著しい利便性の低下には当たらないと考える。</p>	<p>【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>		<p>各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験の書面申請の内、5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。</p> <p>もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、一部都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6～7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかると等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。</p> <p>さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業者の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土壌評価への悪影響も懸念される。</p> <p>受験者からは、都道府県での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考えられる。</p> <p>なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎってしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、引き続き電子出願の利用促進にむけて取り組んで参りたい。</p>
<p>【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先振りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。</p> <p>以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。</p> <p>国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考えられる。</p> <p>【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部</p>	<p>【山口県】 現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請受付先振りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。</p> <p>以上のことから、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。</p> <p>国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考えられる。</p> <p>【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部</p>	<p>【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>		<p>各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間、書面での申請件数は、平成28年試験の書面申請の内、5都道府県で100件を超えているもの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。</p> <p>もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなり、一部都道府県に確認したところ、当該都道府県の書面申請者の6～7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかると等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することとなり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。</p> <p>さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成18年の試験制度改正時の5,430名から、平成28年は2,023名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業者の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土壌評価への悪影響も懸念される。</p> <p>受験者からは、都道府県での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考えられる。</p> <p>なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎってしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えことから、現行制度による支障事例にはあたらない。また、引き続き電子出願の利用促進にむけて取り組んで参りたい。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
回答の内容について、承知いたしました。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
埼玉県では、県内企業のメリットとなる公共事業の早期発注に向けた取組みを行っており、その一環として社会資本整備総合交付金についても同様に取り組んでいきたいと考え提案させていただきました。 貴省回答では、補助金適正化法の規定により添附書類の簡素化は困難とのことであるが、補助金適正化法施行令第3条3項(「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」)の規定を踏まえた上で、本県及び共同提案団体が求める添附書類の簡素化が困難と判断した経緯を御教示願いたい。	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		○ご指摘の「添付書類」とは、社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成28年度4月1日付け 国官会4198号)第6において提出を求めている「一 交付申請書 参考資料第一」の「交付申請額一覧表」及び「社会資本整備総合交付金調書」を指していること確認させていただいたところ。 ○当該資料は、交付申請時において、計画毎の交付金額、計画における要素事業の内訳や補助率、施工規模に比した経費の内訳の確認など本交付金の交付決定を行う前段階として、必要不可欠な内容を提出していただいている。また、これらは、年度実績や完了実績を確認する上で、当初予定していた事業内容との差異等を確認する上で、必要な資料である。 ○これらは、前回の回答で申し上げた通り、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)第5条、同法施行令第3条第1項に基づき、提出を求めており、ご指摘いただいた同法施行令第3条第3項の「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」の規定に関しては、上記の必要性から、当該資料の簡素化は困難と判断したものである。 ○厳しい財政状況の中、地方公共団体のニーズ等に十分に対応しつつ、交付金事業をより効果的・適切に執行を行うための取組としてご理解願いたい。	
階段基準緩和のための技術的検証は、ぜひ実施していただきたいが、今回の提案で求めているのは、寄宿舍のうち小規模である若者向けシェアハウスであるため、検証の際の条件としてその点を十分考慮した上で実施をお願いしたい。 また、避難弱者への配慮は当然必要なことではあるものの、安全措置の実施が所有者の過度な負担となり、ひいては空き家の活用促進という本提案の目的が阻害されることのないよう、御配慮をお願いしたい。 なお、ヒアリングでお示しいただいたとおり、技術的検証については、ぜひ年度内の着手をお願いしたい。	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	○ 寄宿舍の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしており、告示の改正を検討していることだが、所要の措置について、時期の目安をお示しいただきたい。 ○ 検討に当たっては、地方公共団体や事業者の意見を聴く機会を設けるべきではないか。		階段基準の合理化の検討にあつては、所有者の過度な負担とならないよう、関連する複数の団体や事業者へのヒアリング調査を行い、実情に沿った技術基準となるよう配慮する。なお、ヒアリング調査にあつては、貴団体にも協力をお願いしたい。 また、同じ利用者による長期的な利用が見込まれる「住宅」と比べて、短い期間で利用者の入れ替わりが見込まれる「寄宿舍」においては、利用者の年齢のみでなく、利用者の入れ替わりの頻度なども踏まえ、慎重に基準の合理化を検討する必要があると考えられる。 なお、技術的検証においては、「①既存住宅の利用実態等に対する調査」、「②安全措置を検討するための階段の昇降実験」を予定しており、①については着手済である。また、告示改正は平成29年度に予定している。
合併処理浄化槽は、強化プラスチックで頑丈に出来ているうえ、プロア以外の機械類も少ないことから、災害による被害を受けた場合であっても、必要に応じて個別に修理等の対応をとることにより、下水道よりも早期に復旧が可能であるとされている。このことから当県では、被災者が集まる防災拠点・避難所において、下水道処理区域内であっても、災害時のみ合併処理浄化槽を設置するのではなく、平時時から公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を整備することにより、災害時における早期の便所の確保や下水道と同等の汚水処理が実施できるという観点から提案したところである。 便所は、住民の日常生活に欠くことのできないものであることから、災害時においてもその機能を発揮できるように耐震性を確保するとともに、代替性の確保を進める必要がある。 こうした観点から、引き続き、本提案について検討いただきたい。	-	-	【全国知事会】 防災拠点・避難所における合併処理浄化槽の設置に係る建築基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例による補正を許容すべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 下水道の前震化は順次進めており、二重投資を回避する中でリスク対策を考えるべきとのことだが、投資コストや防災対策等を総合的に勘案して、具体的にどのような対策を考えるかは、地域の実情を踏まえ市長が判断すべきことであり、災害拠点等についてピンポイント的に、危険分散の観点から合併処理浄化槽を設置することも可能としてよいのではないかと。 ○ 下水道の前震化を完了するには時間がかかることから、リスク回避という意味で、合併処理浄化槽の設置を可能としてよいのではないかと。	提案募集検討専門部会にて頂いたご指摘を踏まえ、処理区域内における平常時からの使用を前提とした合併処理浄化槽の設置の必要性について、提案団体及び追加共同提案団体(提案団体等が県の場合はその管内市町村をきむ)に対して、内閣府地方分権改革推進室と合同で調査したところ、ニーズは一件もなかった。 下水道施設の耐震化の状況については、避難所と処理場を結ぶ幹線など重要な下水道管の約5割、下水道場の約4割が耐震化が完了している。また、耐震化未了の施設についても発生後速やかに下水道の機能を確保するため、災害時の応急復旧計画を定めた下水道BCP(業務継続計画)の策定を推進している(平成27年度末:約9割、平成28年度末:全ての地方公共団体にて策定予定)。平成28年熊本地震(以下「熊本地震」という。)において地下機能が失われた箇所についても、被災した地方公共団体が策定した下水道BCPに基づき速やかに流下機能が確保されたため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。また、過去の大規模地震(阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災及び熊本地震)において被災した地方公共団体(159団体)のうち、下水道施設の被災が原因で便所が使用できなかった避難所のある地方公共団体は、東日本大震災で被災した8団体のみであった。そのうち7団体は下水道BCPが未策定であり、残る1団体は津波に対応した下水道BCPではなかった。 したがって、下水道は耐震化未了の施設についても下水道BCPによる早期復旧が可能であり、下水道の復旧が合併処理浄化槽よりも速いことご指摘は当たらない。 また、熊本地震で被害が大きかった益城町においては、指定避難所や避難所として利用された19箇所の施設のうち、下水道施設の被災が原因で便所が使用できなかった避難所はない。 なお、リスク回避的に合併処理浄化槽を設置することについては、平時は下水道に排水する必要があるが、現行制度上可能である。(一次回答のとおり、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。)	
2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等において、組合員の業種が複数省庁の所管にわたる場合は、関係省庁がそれぞれ管理・指導の権限を有するため、認可等に多くの日数を要しているが、権限移譲により、事務手続きの日数短縮や負担軽減のほか、組合等に対する統一的かつ迅速なサービスを提供でき、県民サービスの向上を図ることができる。 また、権限移譲による事業協同組合等の受入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであることや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受入れ可能である。 提案の早期実現に向け、調整スケジュールを示されたうえで、調整を進めていただきたい。	-	-	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。			自治体側の受入れ体制に関しては、二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に関する権限に基づく事務を一の都道府県が行うことについて、例えば各都道府県においても当該都道府県以外の都道府県との連絡体制の構築が図られないなど、富山県以外の都道府県についても受入の認可も含め特段支障がないことを明らかにしていただく必要があると考える。
輸送の安全確保等の審査に十分な時間を要することは理解できるが、医療機関への受診や買ひ物の利便性など日常生活に直結する住民要望への対応のスピードアップが見込まれるため、処理期間の短期に集めよう、引き続き検討していただきたい。 公共交通会議での協議資料と、協議支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは協議支局からも出席がある。このことから、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討していただきたい。	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			地域公共交通会議で協議が頓った事案については、提出書類を省略することが可能か否か、また省略が可能か場合ごとの書類を省略することが可能となるかは個別の事案に応じて判断する必要があるが、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能と考えられるものを具体的に検討してまいりたい。

各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
見解	見解	見解	見解	見解
<p>ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認め、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、とあるが、新たに雑用水利利用の必要が生じた場合には、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても利権的措置として、雑用水利としての供給量が、自量800立方メートル未満の場合又は日量1200立方メートル未満であったり雑用水利の供給先が複数でない場合については、水利使用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱すおそれがあるとは見えない。</p> <p>この点につき、「800立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。</p> <p>また、水利使用の更新申請の際に、新規需要見込みの積算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合は大半であることから、雑用水利利用の申込に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。</p> <p>このことは、工業用水道事業者の経営上の問題であるだけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。</p> <p>工業用水道事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切に行うことができるよう、所定の規制緩和を求めらる。</p>				<p>【国土交通省回答】</p> <p>一次回答で示したとおり、河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」によって行われる。水利使用の許可は当該河川に於ける水利利用の必要が生じた場合に、また取水予定量が河川の流況等に照らして安定的に取水可能であることを確認する必要がある。</p> <p>工業用水の一部を雑用に転用する場合に、転用後も河川の流水を適切に管理するために、申請内容から乖離した不適切な取水実態とならないかを確認し、必要に応じて是正する必要があることなどから、許可の申請を求めている。</p> <p>覚書では、工業用水の一部を雑用水として供給する際、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる場合に、一定量未満の水利使用の申請を不要としているが、これはあくまで「特に試験的な措置」に限ったものである。つまり、水利使用者側の供給先において、雑用水として機能するのを確認する必要があるため、試験的措置として河川管理者に許可を求めず取水可能としている範囲を示しているにすぎない。試験期間終了後、水利使用者側で本格的に雑用水として水利使用する場合、当然のことながら許可申請を行う必要がある。</p> <p>なお、試験的措置として水利使用の申請を不要としている日量1,200立方メートル未満等は、都道府県知事が流水の占有の許可を行っている河川(一般河川の指定区分及び二級河川)において、広域的な水利利用の調査を重点から国土交通省の許可又は協議に係っている取水量(日量2,500立方メートル以上)にも満たない取水量である。当該取水量未満の試験的転用が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる期間であれば、河川管理に大きな影響を及ぼすものではないと判断し、許可を不要としたものであり、この考え方は現状においても変わらないものではない。</p> <p>水利権の許可の変更・更新時においては、許可期間における申請者の水需要の動向等を踏まえて迅速な審査に努めているところであり、明確な根拠等が示されず、新規の申請よりも短い期間で許可をすることが一般的である。</p> <p>また、変更の許可の際には、河川法施行規則第40条第2項で「変更の許可…の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足り」と定め、許可申請者の添付図書の簡略化を措置している。</p> <p>【経済産業省回答】</p> <p>この度の提案団体からの見解については、当事者としては一次回答で示したとおりである。</p>
<p>・現行法及び政令から児童館を設置可能と判断する事は困難である。</p> <p>・全国で都市公園内に児童館を設置している事例が存在することからも、既成事実として児童館は都市公園の効用をまっとうする施設として認められている。</p> <p>・地方創生が課題となっている地方都市において、都市公園の機能を活かした個性豊かなまちづくりを実現するためにも条例に合わせ、解釈としての許可ではなく、設置可能施設として「児童館」及び「複合施設」の明記を求めらる。</p> <p>・また、公園内に設置可能な施設を明記することは、国が進めている「コンパクトなまちづくり」においても、公共施設の再配置や集約を検討するうえで有効であり、施策の推進が図られる。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>〇 施行令5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。</p> <p>児童館の設置も認められるのであれば、それも政令に明記すべきではないか。</p> <p>〇 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園内に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。</p> <p>〇 そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条第9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。</p>	<p>設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。</p> <p>児童館については、提案団体からの見解において指摘されているとおり、都市公園の効用を公園内に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。</p> <p>また、公園管理者が、公園施設として児童館を明確に位置付けた場合には、都市公園法施行令第5条第2項第2号、同条第3項第2号、同条第4項第2号、同条第5項第2号の規定に基づき、地方公共団体が条例により当該児童館の性格に於いて「休業施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」に児童館を追加することも可能である。条例による公園施設の追加については、地方公共団体が地域のニーズに速やかに対応できるよう、地方分権改革推進会議の指針を受けて措置したものであり、是非ご活用いただきたい。</p> <p>上記のとおり、児童館を公園施設として都市公園内に設置することは、現行制度において想定されており、実際に事例も多数存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。</p>
<p>現行法上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であることであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集会所」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館を設置可能である旨明記するか、少なくとも技術的助言によりその旨を明確化するとの必要であると考えらる。</p> <p>また、公園施設として設置することが不適当である場合も考えられることであるが、共助会づくりを目指す中で、地縁団体は地域コミュニティの核的な存在であり、公益的な活動を担っている実態に鑑み、規制緩和を求めらるものである。複数の自治体において都市公園内に地縁団体の会館が設置されているという実態を踏まえ、その基準について各自自治体の許可基準や取扱要綱に委ねるのではなく、法を所管する国土交通省において明確な基準を定めるべきであると考えらる。</p> <p>なお、都市公園内への施設設置が明確に可能となれば、市街地に必要な施設を設置する公共用地がない場合でも、都市公園内への施設設置によりコンパクトシティの推進が図られる等、本提案は国土交通省が推進する施策と方向性が一致するものであり、施策の推進に貢献するものであると考えている。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>〇 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令5条8項に明記すべきではないか。</p> <p>〇 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園内に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。</p> <p>〇 そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条第9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。</p>	<p>設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。</p> <p>都市公園法施行令第5条第5項の「集会所」については、必ずしも常時公衆の利用に開放されているものに限られるわけではなく、地縁団体の会館が「集会所」に該当する余地は十分にあり、実際に、多数の設置事例が存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。</p> <p>一方で、特定の団体が占有する排他独占的な施設については、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることと認められ、当該施設が都市公園の効用を全うするものであるとは言えず、公園施設としての設置は困難であると考えらる。</p> <p>このような施設の設置が都市公園としての利用よりも公益上重要であると判断される場合には、当該都市公園の一部を廃止し、当該施設を設置することは可能である。なお、都市機能の集約化の推進等に於いて都市公園の廃止に係る考え方は、平成28年8月3日付けの通知(太陽電池発電施設の都市公園占有の取扱い及び都市公園の保存取扱い等)においてお示した通りであり、参考にされた。</p>
<p>ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)において、不利益過分である命令に至るまでは慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととして法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される。と示されている。</p> <p>一方、これに抵触しない限度で有効な応急措置については、条例にて定めた場合有効であることの見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この応急措置として認められる範囲について、どの程度の措置までなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされた。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>第1次回答でお示ししているとおり、「特定空家等」として空家法を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手續を、順次行っていく必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を講ずることができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限りで有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。</p> <p>なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示しすることは困難であるが、すでに緊急時の対応について条例で定めている事例を紹介していくなどの情報共有を随時行っていく。</p>
<p>砂利採取法第20条第2項では省令で定める「経微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「経微な変更」について規定されていないことから、「経微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。</p> <p>そのため、どういった変更が「経微な変更」に該当するか検討いただくとともに、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。</p> <p>なお、採石法第33条の5第2項においても、「経微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第8条の16に「経微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等」に関する規則を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>「経微な変更」については、提案団体からの見解にある採石法の規定方法と同様の方法が良いかも含めて検討が必要であると考えている。また、具体的などういった変更が「経微な変更」として問題のないものに該当するかを検討するにあたり、必要がある場合には、認可権者のご意見も聞くなどして対応してまいりたい。</p>
<p>経済産業省からの1次回答では、法第37条の「災害」を広義に解釈し、市町村長からの要請についても広く現行法で対応可能のことであるが、</p> <p>① 砂利採取の目的は「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。</p> <p>② 条文上、災害の定義等が明確でないため、水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこの法に発する「災害」に該当するとの取扱いがある。現時点で、経済産業省が認められるおりに示されていない。</p> <p>③ 将来にわたる災害が発生するおそれに対し法第37条の規定が適用されるか不明確である。(水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響は、いつ顕在化するかわからないため)</p> <p>④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な緊急・措置を講じなければならぬ。これは県等にとって相当の根拠を必要とする。また、この結果、採取業者にとって不利益になる場合、争訟となる可能性もあり、条文上明確に示されなければ、これらに対応することは困難である。</p> <p>上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地域全体の一定割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、このような場合も「災害」の定義に加えるべきと考えらる。また、砂利採取の規模や採掘等により想定される災害等の影響は多大であることから、当該地域の市町村長の意見が必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や緊急要請等、関係者を幅広く巻き込みた文書で改正すべきであり、現行法での表現では不十分であると考えらるため、災害等に関する具体的定義と市町村長の関与等について明文化いただきたい。</p>	<p>【豊田市】</p> <p>府県見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実に発生してしまっている。</p> <p>よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して迅速等での指導をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>以下のように見ると、砂利採取法第37条の「災害」の定義が第19条の認可の基準と同一であると解釈について、法律上、明確に規定すべきではないか。</p> <p>① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法律的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることが困難ではないか。</p> <p>② 砂利採取法の逐条解釈においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと誤解を与える表現があるのではないか。</p> <p>③ 法制定後約50年をわたって当該解釈が対外的に明らかになっていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が適用されてきたのではないか。</p> <p>④ 第37条は、市町村の要請に対する調査業務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。</p>	<p>〇 以下の点に鑑みると、砂利採取法第37条の「災害」の定義が第19条の認可の基準と同一であると解釈について、法律上、明確に規定すべきではないか。</p> <p>① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法律的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることが困難ではないか。</p> <p>② 砂利採取法の逐条解釈においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと誤解を与える表現があるのではないか。</p> <p>③ 法制定後約50年をわたって当該解釈が対外的に明らかになっていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が適用されてきたのではないか。</p> <p>④ 第37条は、市町村の要請に対する調査業務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。</p>	<p>「災害」の定義について、提案団体から不明確であるという指摘を踏まえ、現場での混乱を速やかに解消するために、砂利採取法の趣旨を徹底し、第37条第1項の「災害」に関する考え方について、速やかに関係市町村への周知も含め各都道府県まで通知することとした。</p> <p>なお、法第37条第1項の「災害」の解釈は、法第19条の認可基準等から判断し「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または他の産業の利益を損失し、公共の福祉に反すると認められるもの」であり、砂利採取に伴う水質汚濁等の被害も含まれた概念であることについても、当事者と内閣法制局の間で文書にて確認されているものであったため、法改正ではなく通知により対応したい。</p> <p>また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれる市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずるべきことを要請することができると解される。他方で、過去からの砂利採取が地域全体の一定割合を超えたことの一事をもって、本法における「災害」が直ちに生じるとは認めず、個別具体的な状況に照らして判断されるべきである。</p>

国土交通省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	各府省からの第1次回答
	区分	分野										
113	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画の輕易の見直し	都市計画の輕易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の輕易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る経緯に基き、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る輕易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた輕易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても輕易な変更の対象として加えていただきたい。 (具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果が今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当該施設を廃止することを決定したが、当該案件は「輕易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月間の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の削減につながることはもとより、公共施設の適正化に即応した都市計画となる。	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	浜松市		〇公所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更について、効率的に実施できるように同様に見直しを要する。 本市においてごみ処理施設の統合を検討しており、速やかな都市計画の廃止手続きが行えるよう「輕易な変更」の対象に追加していただきたい。 〇新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は輕易な変更でよいと考える。 〇一般廃棄物の中間処理施設は、「都市計画ごみ処理部(一般廃棄物処理施設)」として清掃センターが平成15年度に竣工し、都市計画決定された区域(※A)で稼働している。平成15年度まで、他市と共同でごみ処理施設(ごみ焼却施設及び焼却炉)を南塚センターが立地する都市計画決定済の区域(A)に建設してごみ処理施設を稼働させた。環境影響評価手続きを進めている。 既都市計画決定の区域が変更されないが、国に照会回答を待たされる等の見解は各府県異なる「輕易な変更」に類しないとして、正味の都市計画決定・実施手続きを前記した都市計画決定者による環境影響評価が必須となることであった。提案事項は一般廃棄物処理施設の廃止であったが、市町村の場合、ごみ処理施設の広域的集約化を図るべく、既存の都市計画決定区域外での施設の集約化をしようとしたもので、「市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても輕易な変更の対象として加えていただきたい」という提案に賛同すると見られる。 既都市計画決定の区域内で、ごみ処理施設を建設するに、縦覧や都道府県協議などに数か月間の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。市民に対して真に必要な手続きとしての妥当性の説明をすることに関するものである。 〇本市においても、今後、一般廃棄物処理施設の廃止が求められることもあり、浜松市と同様、既に建設施設が稼働するなど、施設として廃止しても市民生活に影響のない場合等については、事務の簡素化及び事務経費等の削減のため、輕易な変更の対象としていただきたい。	都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の輕易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めよとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議を要する必要があること等については、都道府県知事との協議を不要としているものである。 ごみ処理施設等の廃止・用途変更については、都道府県との協議を必要としているのは、 ・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること ・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること 等の事情によるものである。 なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の輕易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることと変わりはない。
256	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画の輕易の見直しの拡大	都市計画の輕易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の輕易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る輕易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた輕易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても輕易な変更の対象として加えていただきたい。 (構成市における具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果が今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当該施設を廃止することを決定したが、当該案件は「輕易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月間の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	市民生活等に影響を及ぼすことなく、より効率的かつスピード感をもって実施でき、事務経費の削減につながることはもとより、公共施設の適正化に即応した都市計画となる。	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	指定都市市長会	平島市	〇新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は輕易な変更でよいと考える。	都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の輕易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めよとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議を要する必要があること等については、都道府県知事との協議を不要としているものである。 ごみ処理施設等の廃止・用途変更については、都道府県との協議を必要としているのは、 ・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること ・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること 等の事情によるものである。 なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の輕易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることと変わりはない。
119	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を確知している放置自動車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行法に基づく手続きを経なければ除却することができない。そこで、個人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続きによる、かつ、簡単に除却することができるよう求めるものである。	放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前として、①行政指導等(所有者により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行法に基づく手続きを経なければ除却することができない。そこで、個人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続きによる、かつ、簡単に除却することができるよう求めるものである。)、 ②命令を行う前の所有者への非明の機会を付与し、 ③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった事実が多い、その後、 ④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見が示されていること、 現在、徳島県が所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じない気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が存在するなど、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまらの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	公園管理者により、速やかに放置自動車を除却することができれば、公園利用者の危険もなくなる、また公園やまらの美観を保つことができる。	都市公園法第27条第3項	国土交通省	岐阜市	北海道、上越市	〇本市において1年前から都市公園内に設置車両が保管され、市の環境保全条例による処分をおこなったところ、所有者は判明しており、ナンバープレート(自動車登録ファイルに登録あり)がついているため、所有権移転等をしなれば廃棄の手続きができて、現在も公園内に存在している。また、所有者は、車をトラックで購入していたため、自動車ナンバーの番号と一致せず、購入した住所不定・住所不明が適用されるものとなっている。現在、民事執行法による強制執行の処分を研究中である。 〇本市で管理している河川用地管理課の駐車庫にH27年9月頃から自動車が増えられた。警察に相談し、警察が所有権を調査し自動車を移動するよう促しているが、H25年10月より所有者が当該自動車に移動した事案あり。 〇どこの公園でも同じようなことである。手続きには時間がかかる上、「著しく公益に反する」の解釈も限定的であることから、都市公園において、速やかに除却が可能となれば、公園利用者へのメリットが大きい。	公園管理者は、都市公園法(以下「法」という。))の規定に違反している者に対しては、法第27条第1項の規定に基づき工作物の除却を命ずることができる。この命令に違反した者に対しては、行政代執行法を定めるところにより代執行を行うことができる。 一方、相手方を確知することができない場合に限っては、同条第1項の命令も、行政代執行法に基づく代執行も、実効を発揮することができないことから、法第7条第3項は、その場合であっても公園管理者が当該自動車を移動するよう促していること、公園管理者が当該自動車に移動した事案あり。 以上のとおり、都市公園に係る代執行については行政代執行法に基づき行われることが原則とされており、法の規定に基づく代執行は、相手方を確知することができないい例外的な場合のみに行われるものとなっている。 これは、個人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に即して定められた行政代執行法に基づく代執行を原則としているものであり、ご提案の内容を措置することは困難である。 なお、都市公園法以外の公物管理法(道路法、河川法等)においても、行政代執行法に基づく代執行が原則とされているところである。
123	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。 本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については、政令で定める「都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。	【改正理由】 国土の均等な発展と公共の福祉に寄与するという目的のため、制度の運用についての一定の基準の必要性を否定するものではないが、都市計画は各自自治体の責任において運用されるものである。 【制度改正による効果】 地域の実情に合った審議会運営が可能となることと、委員への女性登用率の向上が期待できる。 特に、審議会における男女の均等な登用については、女性の社会進出を促進するものであり、一億総活躍社会の実現に資するものである。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条第4号 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和42年政令第11号)第24条	国土交通省	宮城県、広島県		〇本県議会で、議員は県の附属機関の委員に就任しない(法令で定められたものを除く。)ことを先例で定めており、県議員の就任を必要とする場合、県の附属機関に対する監視・調査機能の確保の観点から問題が生じている。 〇今後、県都市計画審議会において、地域に委ねられたまちづくりの観点等からも、地域住民代表者やNPO等が委員として審議していただくことが必要となると考えられる。このため、県の実情に応じて、県の数値で柔軟に委員構成を決めたいと考えている。 〇都市計画は各自自治体の責任において運用されるものである。なお、当該都市計画審議会案等は政令の範囲内で、委員の構成等も規定している。	都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種の行政機関と十分な調整を行うとともに、相対立する住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を保護することが必要であるため、都道府県が都市計画の決定等を行うに当たっては、学識経験者、市町村長を代表する者、都道府県議員等からなる都道府県都市計画審議会の議を経ることとしている。 例えば、都道府県議会の議員を必須の構成員としている理由は、財産権に直接影響を受けることとなる住民全体の利益を代表するものを構成員として加える必要があるためであり、このような考え方から、基準を撤廃することは認められない。
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に導入できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が就業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない団地が920haあり、また、計画は、農工団地を造成することであるが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域生活の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生活の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば、植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることと、農工団地の一層の発展に資することができる。	農地地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	〇 本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により排除されている。 (H27計画策定時)とされており、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。	農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。))に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生活の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられること、地方創生を実現するために地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する有効的なある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙うとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方が業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまでも各県も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証した上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえて、対象となる地域、業種等を明確にした上で、必要な施策を検討していることである。
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に際しては、主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合において、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第3項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長門県	〇貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っている時期については、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。 〇半島振興計画とは、国と関係地方公共団体が密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 〇半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の策定に際しては、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。 〇貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 〇なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等による一定の期間を要するとはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのお返事を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に際しては、主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合において、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第3項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、北海道	北海道、長門県	〇貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っている時期については、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。 〇半島振興計画とは、国と関係地方公共団体が密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 〇半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の策定に際しては、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。 〇貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 〇なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等による一定の期間を要するとはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのお返事を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項は市町村の一般廃棄物処理計画で定めるところとされ、都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要は乏しい」と考える。</p> <p>また、「都市計画法施行規則」に規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」とは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。</p> <p>なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用するものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であるとする。</p> <p>本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の手段を既に取れば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。</p> <p>本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても含めて、柔軟な対応をお願いしたい。</p>		<p>【徳島市】 公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更については、事業課による都道府県との事前協議や周辺住民に対する説明会等の手続きを既に経ていると思われるため、当該変更を「軽易な変更」の対象に加え、都市計画決定手続きを簡素化していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(町村においては同意協議)が必要である。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。</p> <p>また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>
<p>まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項は市町村の一般廃棄物処理計画で定めるところとされ、都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要は乏しい」と考える。</p> <p>また、「都市計画法施行規則」に規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」とは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。</p> <p>なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用するものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であるとする。</p> <p>本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の手段を既に取れば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。</p> <p>本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても含めて、柔軟な対応をお願いしたい。</p>				<p>【全国知事会】 一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(町村においては同意協議)が必要である。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>都市計画に都市施設を位置づけるに当たっては、当該都市施設が都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境の確保等の都市計画上の必要性から位置づけられていることが前提であり、実態上当該都市施設が休止しているか否かにかかわらず、これを廃止しようとする場合には都市計画上の必要性の見直しや他の都市計画への影響等に係る都市計画上の判断や調整を要するものである。</p> <p>また、市町村の都市計画に係る都道府県知事協議は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整や都道府県の都市計画との適合を図る観点から設けられるものであり、個別の計画段階において、実務的な既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント等を行っていることをもって、都道府県との協議が不要であるとは言えない。</p>
<p>本件提案は、放置自動車の所有者を特定できる場合であっても、都市公園法による除却命令、行政代執行法による代執行のいずれも効果を発揮できない現状から提案したものである。</p> <p>行政代執行についての最大の支障は、行政代執行法第2条の規定により「著しく公益に反すると認められるとき」に限られることによる。</p> <p>本件のように、公園の駐車場に長期間放置されている自動車がわずかに1台ある程度では、当該要件に該当しないとの解釈があり、行政代執行の前提である「著しく公益に反すること」に疑義があると考えられている(可能であるならば、本件のような場合であっても行政代執行が適用される。通知等にて告示を要しない)。</p> <p>他市町村においても、放置自動車等を除却せず放置されており、行政代執行法が適用されない場合においては、相手を除却しない限り不届りなす弊がなく、苦慮していることを理解していただきたい。</p> <p>都市公園に市民が求めるものは安心・安全はもとより乗車、心休まる憩いの場所であり、また多くの子供たちが遊ぶ場所という特徴があり、本件において、道路、道路等が原因による事故の多い最大級の注意を払っており、放置自動車に起因する事故のリスクを早急に除去しなければならぬと考えている。</p> <p>以上のことから、個人の権利保護を十分考慮する必要があるかと考えるが、都市公園の特色等にも鑑み、都市公園法において、一般公益を保護するために、相手方が確認できる場合であっても、放置自動車を公園外に除却等を行うことができる旨の規定を設けるべきではないか。</p> <p>よって再検討を求める。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>都市公園に係る代執行については、個人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に關したため行政代執行法に基づき代執行を原則とする。</p> <p>この原則は、道路、河川等の他の公物においても同様であり、都市公園に限って代執行に係る要件や手続きを緩和することは困難である。</p>
<p>附属機関の構成員についての行政実例によると、議員を附属機関の構成員として加えることの可否については、適法ではないとされている(昭和28年1月21日・自行発第16号)。附属機関が広くても執行機関の附属機関であり、その機能が執行機能の一部であることを鑑みると、附属機関に議決機関の構成員である議員が加わることは、地方自治の二元代表制の要請から、好ましくないものとする。</p> <p>また、都市計画審議会の機能の一つに利害調整の機能が有り、住民利益を代表する者を構成員として加えることが必要だとしても、住民利益の代表者の選定については、法律により「議事審議員」や「市町村議会の議長」等と定めるのではなく、国では技術的助言等による例示に留める等、地方自治体の判断に委ねるべきと考える。</p>				<p>【全国知事会】 都道府県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準については、地方分権改革推進委員会第2次報告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。</p>		<p>「議事審議員の活動の限界」(昭和28年1月21日、自行発第16号)については、地方自治法第202条の3の規定により条例で定める附属機関の解釈について述べられたものと認識しており、都市計画審議員は、都市計画法第77条又は第77条の2の規定に基づき設置される機関であって、当該条例で定める附属機関の解釈・適用がそのまま妥当なものではないと考える。</p> <p>また、都市計画は財産権への制約を課すという性格を有し、都市計画審議会の構成は都市計画決定等の手続において多大な影響を及ぼすため、住民全体の利益を代表する「議事審議員」等を法令によりその構成員として位置付けているものである。</p> <p>このため、「議事審議員」等を位置付けることには一定の合理性を有しているものとする。</p>
<p>地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから達成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前・造成工事を済ませた工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、既に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くなる。</p> <p>農工法は、農村地域の工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するために、業種の拡大が必要と考えている。</p> <p>また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討している」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>		<p>【秋田県】 昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。</p> <p>一方で、必ずしも給料にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもあち、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。</p> <p>世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。</p> <p>本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農業世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。</p>				<p>御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地を導入することができるようにするためには、同法を改正する必要がある(ただし、地域再生法の特例を活用する場合を除く)、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。</p> <p>なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討された。</p>
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町村への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化をお願いしたい。</p>		<p>【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>〇一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>〇貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。</p> <p>〇今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。</p> <p>〇なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。</p>
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。</p> <p>地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。</p> <p>なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町村への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化をお願いしたい。</p>		<p>【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>〇一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。</p> <p>〇貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。</p> <p>〇今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。</p> <p>〇なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対応してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいります。</p>
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。</p> <p>また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。</p> <p>地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。</p> <p>なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】</p> <p>事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>				<p>○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。</p> <p>○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいります。</p>
<p>これまで貴省は、第3種旅行業が取り扱う旅行の実施区域の拡大について、消費者保護の観点から業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行者に課しているもので、第3種旅行業者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、これを超える区域での業務を認めることはできないとする見解をされてきたところ。</p> <p>しかし、第3種旅行業者は、受注型企画旅行等において既に営業所都在都道府県を超える旅行権行実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有しており、特に隣接都道府県の範囲内であれば消費者の保護が阻害されるものではないと考ええる。</p> <p>また、本提案は許容は周辺旅行のニーズが高まっているところ、地域の交通事情や地理的な知識、観光事業者との関係有する第3種旅行業者は、その実施主体となる受入として最も適当であり、着地型観光を求める消費者のニーズにも合致するものである。</p> <p>折しも『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)』において、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業」とし、「第3種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備」することとされているところ、本提案は、まさにそのビジョンを達成するための見直しを求めるものであり、第3種旅行業者の範囲拡大による現行の財産的要件の適否のみでなく、観光による地域活性化の観点を踏まえた上で、『規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)』のとおり、「拠点区域の範囲の見直し」を視野に入れた検討を行われない。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。</p>
<p>府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものとする。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。</p> <p>また、国土交通省におかれましては、上記の趣旨に鑑み、当局の見解を御理解いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するかどうかの判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおよそ公営住宅の趣旨に合致するのかがどうかという点を総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいたいの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているGさん(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応してなければならぬ)には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次にアヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成28年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。</p>	<p>(内閣府の回答を記載)</p> <p>提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による賃貸住宅の管理に関する事務(独自利用事務の情報連携対象事務とする)。</p> <p>また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることは可能なので、その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。</p> <p>なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要なため、最速で平成30年4月以降となる。</p> <p>同様の事例追加要望に対応するため、関係府による検討会(関係府省(内閣府、総務省)等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
地域の関係者の協議における判断によるとあるが、判断基準が明確になっていない。 例えば、三田市のようにタクシー事業者の営業範囲であり、路線バスが通っているがバス便は通学時間帯に限られるといった地域等は「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とすることが可能か、判断基準をお示しいただきたい。				【全国知事会】 所管省からの回答が「現行制度においても運営協議会等で合意を得られれば、自家用有償旅客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の取受を行うことができる」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とは、一律に基準を設けるのではなく、各地域の実情に応じた内容となるべきものである。 このため、前地域であるか否かの判断については、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の地域関係者を構成員とした協議会において、当該地域の公共交通機関の輸送の状況等の地域の実情に応じて、適切に判断されるべきと考える。 また、国による判断基準を設けた場合、各地域の実情を勘案した柔軟な運送サービスの実施が困難となるおそれがある。 いずれにせよ、協議会については、適正な運営等がなされるよう、引き続き地方運輸局等において必要な合意が得られるように適切な助言等を行ってまいりたい。
空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き家」が含まれていないため、現実に支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。 例えば、長屋の住戸のうち、使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産税情報等の利用、補修等の略式代執行、税制上の措置ができない。 また、貴省からの回答にあるように、多くの自治体で条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求め。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		第1次回答においてお示しているとおり、長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物の一區画にすぎず、一住戸ごと」に「空家等」か否かを判断するものではないことから、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えず「空家等」として扱うことは不相当である。 なお、長屋等の問題に対応している地方公共団体の事例などがあれば、適時情報共有を行っていく。
本提案は、空家法上「空家等」の定義には建築物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含めた公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手段を代用することができないかというものである。 相続財産管理人制度のスキームの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が認知できない場合には、市町村長から国に申出することで、検察官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。		【八尾市】 「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存となった相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。 民法959条の国庫帰属に関する規定について、相続人不存在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないか。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。		空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく略式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手段を代用させることは困難である。 また、「検察官の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要する趣旨であるとするれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。
地方創生に資するため、国においてもUターンを促進しているなか、地方においても公営住宅を活用した「お試し居住」を推進している。しかし、就業や居住先等を探す必要があるため、結果として大半のお試し居住者が1年以上居住しているにもかかわらず、地域対応活用は原則1年以内とされており、地域の実態と合っていない。 自治体の自主的な判断と責任のもと、公営住宅の本来の目的を踏越えることない範囲で、地域の実情に応じて使用期間を定められるよう、現行の原則1年以内とする規制の緩和を求め。				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		第1次回答においてお示しているとおり、急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することが困難な事象の発生により、住宅に困窮する低所得者を取り巻く地域の住宅事情が急変することも考えられることから、長期に渡る目的外使用は公営住宅の本来の目的の妨げになるおそれがあるため、目的外使用の期間を1年以内とし、事業主体に対し、引き続き目的外使用しても公営住宅の適正かつ合理的な管理の支障のないことを確認していただくよう求めているものである。 なお、当初の目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。
急速に失われている都市農地の希少性に鑑み、その保全を図る観点から、提案の趣旨に沿った速やかな検討をお願いする。 また、都市農業振興基本計画では、早期に地方計画を作成するよう努めるものとしている。地方公共団体が地方計画の策定に遅滞なく着手できるよう、検討の方向性、中身と今後のスケジュールを明らかにしていただきたい。		【練馬区】 生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に応じて規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、農地として保全できるよう、速やかに制度改正されたい。特に、税制度については、生産緑地と同等の課税となるよう法改正されたい。		【全国知事会】 生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。		検討の方向性や中身に関しては、1次回答のとおりであり、当該内容について速やかに検討して参りたい。

国土交通省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
197	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	【制度改正の必要性】 不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館とは異なり、家族や友人などの特定の1グループで10人以下の少人数のグループに対して1棟(2階以下かつ300㎡未満)を行うような事業者想定している。実態としては、家族の実家に併設して宿泊する場合など一般の住宅に宿泊する場合と同様であり、その性能、用途は住宅と同等と思われる。これは国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。 ただし、安全性確保のため、遊歩経路での非常用照明の設置(※)、屋内階段の両側に手すりの設置を条件とする。	(1)建築基準法別表第2、建築基準法第87条 (2)建築基準法第26条、建築基準法施行令第114条 (2)建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の2 (2)建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の4、第129条 (2)建築基準法第36条、建築基準法施行令第23条 ※建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の4	国土交通省	広島県		広島県、徳島県、愛媛県	○本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、2F以下300㎡未満の戸建ての空き家を旅館等に用途変更の際の規制緩和を有効活用する。○市内で一時期間限りの民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業されています。○現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満員の状態です。○民泊については今後の検討課題と考えています。○空き家オーナーからは常時宿泊として活用してほしいという要望があるが、建築基準法の基準を満たすためには設備投資によるコストと手続きに負担を要し、支障がある。例えば、古い日本家屋の場合、階段の勾配は、現行の旅館の基準に合致していない物件も多く、勾配を確保するための補修を要して階段にする。物件とあわせて、火災や地震といった事例があり、魅力的な古民家であるが、宿泊施設として活用できない事例もある。また、内装制限については、準不燃性能等の壁紙での対応が可能であるが、古民家としての魅力が減少するおそれがある。装用方法にも独自の検討が必要である。○100㎡以上の戸建住宅を待客・交流のための簡易宿泊所(ゲストハウス)として改修する計画があり、古民家の魅力を活かすために、必要最低限の改修等々の規制緩和が必要である。	建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確保が必要である。 (1)用途については、防火避難上の安全性や市街地環境の保全の観点から分類されており、利用実態から判断される。「住宅」は特定少数の居住者に供するものであり、「ホテル・旅館」は不特定の利用客で遊覧経路を告知しない者の利用が想定されることから、同じ用途として取り扱うことはできない。したがって、旅館業を営む際、たとえ建物が小規模で宿泊客が少数であっても、不特定の利用が想定されることから、用途を住宅とみなしてホテル・旅館への用途変更を不要とすることは困難である。 (2)①～③防火上主要な間仕切り壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上の安全性を確保する観点から、用途や規模に応じて適用関係が定められているため、ホテル・旅館において戸建住宅と同様の規定を適用することは困難である。なお、これらについては、これまで安全性に関し技術的な整理ができたものについては順次合理化してきており、用途変更することも既に可能である。また、個別に避難安全検証の実施により安全性を確認することもできる。④屋内階段の寸法については、No.48の回答とおり、今後、技術的検証をもとに、一定の要件・規模や追加の安全措置等を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるような指示の民泊については、別添、関係府庁間で検討を進めているところである。
198	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	【支障事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	【制度改正の必要性】 300㎡以上の建物については、用途変更の確認申請を不要とし、旅館業法の許可申請時に提出する申請書(図面等を含む)により法令審査を行うこととし、手続きと提出書類が簡素化され、事業者の負担軽減につながる。 また、100㎡を超える空き家の利用が進み、空き家の有効活用としての利用を促進し、国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家問題に対する取組の推進につながる。	建築基準法第87条	国土交通省	広島県	徳島県、愛媛県	○本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、300㎡未満の戸建ての空き家を旅館等に用途変更の際の確認申請を不要とすれば空き家の有効活用が促進される。○市内で一時期間限りの民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業されています。○現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満員の状態です。○民泊については今後の検討課題と考えています。	建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであり、一定の規模以上の特定建築物(不特定多数の利用者が見込まれるもの、防火避難安全上の配慮が必要な建築物)への用途変更に関しては、立地規制に替えることなど、適切な防火避難安全上の措置が図られていることを確認するため、確認申請の手続きを求めている。 本提案の趣旨は、100㎡以上300㎡未満のホテル・旅館に対して、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行うことで手続きの緩和を図ることとする。①「旅館業法の許可申請時に提出する書類は、建築基準法で求める最低基準を確保しているかどうかを確認するための書類と本格的に異なり、必要情報が不十分であるため、建築基準法に適合するか否かの法令審査を行うことは不可能である。②「提案が、仮に、旅館業法の許可申請において建築基準法で求める基準への適合判断を行うことを含むとすると、建築基準法においては、専門的知識を有する建築主事や法令審査を行うこととしていることから、旅館業法の許可部局で建築基準法で求める基準への適合判断は困難と考えられる。このため、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに旅館業法の許可申請時の申請書により法令審査を行うことは実質的に不可能である。また、旅館業法の許可申請と建築基準法の確認申請の窓口を一体化することにより、事業者の手続きを円滑化することについては、各地方公共団体において検討してきたことが、上記2の理由により、窓口においては、必要とされる申請書類の有無等について確認の判断が求められることに留意された。なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係府庁間で検討を進めているところである。	
199	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求め、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時に、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	【支障事例】 (1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。(2)都市計画法上の特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。	【制度改正の必要性】 (1)今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化し、公表することにより、事務の円滑かつ効率的な運用が期待される。 (2)承認から同意、要しない協議へと期待できる。 なお、都市計画を策定する際に国土交通大臣の同意を併せていることから、大臣の承認ではなく同意を要しない協議で十分と考える。	(1)建築基準法第48条、(2)建築基準法第49条	国土交通省	広島県	徳島県、愛媛県	○宿泊施設へ立地規制がかかる用途地域においても、空き家は多数存在しており、基準を明確にし、許可可能となることにより、空き家活用の選択が促される。○市内で一時期間限りの民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業されています。○現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満員の状態です。○民泊については今後の検討課題と考えています。○ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化し、公表することは、必要と考える。○旅館業法に基づく旅館業の許可の事項については、上記の地味規制を前提とした上で、申請物件ごとに許可の適否を判断する。	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。ホテル・旅館については、良好な居住環境を確保することを目的とする住居専用地域については、原則として立地できない。ただし、以下の場合には、当該用途地域でホテル・旅館を建築することが可能である。○地方公共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合 ③特定行政庁が、住居専用地域における良好な居住環境を育むおそれがない等と認め許可した場合 (1)③に係る許可については、地域における市街地環境への影響等地域の実情に応じて個別に判断する必要があるため、国から一律に許可基準を示すことは困難である。 (2)建築基準法第48条に規定する特別用途地域内では、当該区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認められる場合には、国土交通大臣の承認を得て、条例で用途制限を緩和することができ、用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に即した建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要である。	
216	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	「道の駅」等道路空間に設置する水素ステーションの普及促進のための規制緩和	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及と促進を推進しているところである。道路利用者や気軽に立ち寄ることができる、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	道路法32条、道路法施行令第7条	経済産業省、国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都府	香川県、豊田県、長崎県	○FVの普及のためには、商業水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、多くの自動車を利用する様々な場所にも整備されるよう、規制緩和と連携を進めることが必要である。	道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能を支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。 ご提案の水素ステーションについては、物件の規模が大きく、また、安全性の確保について特段の配慮が必要であると認識しているため、具体的な道路区域内に設置しようとする工物、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等をお示し頂いたうえで、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。		
222	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	過疎地域及びそれに類する地域(以下、「過疎地域等」という)における「二次交通」確保のための道路運送法の規制緩和	バス、タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家所有旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加えること。	道路運送法第78条、同法施行令第48,49条	国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県	徳島市、美馬市	○中心市街地から離れた地域では無事業者が自らの営業のため遠道バスを運行している例が見られるが、こうした地域では、バスの便が少ない、タクシー事業者の営業所が無いなど、移動手段が確保できない場合が多い。旅館等も登録可能になることで、二次交通及び生活に即する移動手段の確保に繋がる。 ○本市は自家専用車による移動が主流であり、公共交通機関としての役割があるが駅を降りてからの交通手段が徒歩、タクシーに限られるのが現状である。市内宿泊客も、予約段階で送迎車で観光地へ立ち寄れるか等の問い合わせも増えてきたが、できない旨を伝えると、予約に結びつかないケースがあったとの話を聞く。規制緩和が進めば、観光旅客上の「二次交通」の確保になり、本市の課題である過密型観光から滞在型観光に転換し、観光客を確保しやすくなる。○平成27年4月1日付の道路運送法施行規則の改正により、自家所有旅客運送の実施主体として「権利能力なき社団法人」が認められ、観光関係の協議会等も自家所有旅客運送の実施主体となることとなった。観光関係の協議会が存在しない場合には、旅館事業者等民間事業者が観光客向け移動サービスの担い手となること、地域の活性化に向けた公共交通網を形成するうえで必要とされている可能性はあるが、いずれにせよ、既存の交通事業者が担う場合と自家所有旅客運送で担う部分の役割分担について、市町村が主体となって調整し、地域公共交通会議等の場で議論したうえで、双方納得する形で明確化する必要があると考える。	自家所有旅客運送は、バスやタクシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要とあることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、合意した場合には実施できるものであり、実施主体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限られていることである。自家所有旅客運送については、平成27年4月4日より、運送の実施主体の弾力化について制度の見直しが行われたことあり、非営利性を前提に一定の組織性を有することと代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力なき社団法人」についても実施主体として認めている。自家所有旅客運送制度は、旅客自動車運送事業に成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っていただくことであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。		
229	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	道路運送法における登録又は許可を要しない運送態様の規制緩和	現行の解釈では、市の事業として市が保有するバスで行う運送送迎業務にかかわる経費(人件費、ガソリン代、道路使用料、駐車代)全てが公費で負担しなければならず、ガソリン代等の実費を徴収することさえも「有償運送」にあたることとなっているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公設、私設を問わず、市内保育園の園外活動(遠足等)②NPO法人が主催、市が後援する運動を伴う公共的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動を伴う活動	道路運送法第78条「自家用自動車(事業用自動車以外の自動車)を用いて、以下同じ。」は、次母を伴っている状況である。今後の人口減少を背景に、全てを公費負担にするのではなく、一定程度の実費徴収を行うことで、持続可能なサービスが提供できると考えられる。市民と行政による参加協働のまちづくりを促進し、市民活動団体やNPO法人のボランティア活動や公共的、公益的活動へのサポートを推進していく立場にありながら、公用バスの利用に当たってはうまく協力できない。解釈が変更され、市民活動団体等から実費負担が容認されれば、市でも積極的に公用バスを貸し出すことが可能となるため、市民活動団体の地域おこし活動やNPO法人等のボランティア活動に大きく貢献でき、それがひいては市民との良好なパートナーシップの構築につながり、参加協働のまちづくりへの推進に役立つことが期待される。	道路運送法第78条「自家用自動車(事業用自動車以外の自動車)を用いて、以下同じ。」は、次母を伴っている状況である。今後の人口減少を背景に、全てを公費負担にするのではなく、一定程度の実費徴収を行うことで、持続可能なサービスが提供できると考えられる。市民と行政による参加協働のまちづくりを促進し、市民活動団体やNPO法人のボランティア活動や公共的、公益的活動へのサポートを推進していく立場にありながら、公用バスの利用に当たってはうまく協力できない。解釈が変更され、市民活動団体等から実費負担が容認されれば、市でも積極的に公用バスを貸し出すことが可能となるため、市民活動団体の地域おこし活動やNPO法人等のボランティア活動に大きく貢献でき、それがひいては市民との良好なパートナーシップの構築につながり、参加協働のまちづくりへの推進に役立つことが期待される。	国土交通省	湯沢市	-	-	他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を有償で運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業(バス・タクシー等)の許可や自家所有旅客運送の登録を取得する必要がある。 ただし、旅客自動車運送事業の許可や自家所有旅客運送の登録を行わなくても、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったと明らかにあり、客観的、一審的に合理的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路運送料及び駐車料金をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>屋内階段の寸法については、「今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては、寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している」とのことなので、迅速な検討をお願いします。</p> <p>また、「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、こちらも併せて迅速な検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考える。</p>		
<p>「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、迅速な検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考える。</p>		
<p>(1)については、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」において議論する内容であるため、関係省庁間での迅速な検討をお願いします。</p> <p>(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の内容は、地域の実情に応じて個別に判断し定められるものであることから、国土交通大臣の承認を必要としないよう、検討をお願いします。</p>				<p>【全国知事会】 特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 また、大臣承認に要する手続きの簡素化、時間の短縮などについても検討すること。</p>	<p>用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものである。これを緩和する条例を制定することは、個別の建築物について特例的に許可することは異なり、基準そのものについて一般的な緩和を認めることになり、規範の定立そのものであるため、大臣の関与は不可欠と考える。</p>	
<p>水素は新たな技術分野であるため、安全性の検証を十分に行う必要があることは認識しているが、正しく取り扱えば、ガソリンと同様の安全性を確保できると考えている。また、利用者の利便性を考えた水素ステーションの普及を図る上では、「道の駅」等の道路区域内に設置することが適当な場合も考えられる。</p> <p>このことから、まずは、ガソリンスタンドと同様に、水素ステーションを道路法第32条の占用許可対象物件としていただき、その後、設置しようとする水素ステーションが、高圧ガス保安法に規定されている安全性が担保されていることや、道路の本来的機能である、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさないか否か等により判断するような仕組みとしていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。</p>	<p>道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものであることから、ご提案の水素ステーションを占用許可対象物件とすることが適切か否かを検討する必要がある。</p> <p>当該検討の材料として、貴団体に於いて道路区域内に設置しようとする工作物の特徴の詳細、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等を具体的にお示し頂きたい。</p> <p>また、水素の正しい取扱いとは具体的にどのような方法を指しており、その場合にガソリンと同様の安全性を確保できると考えられる理由についても併せて説明願いたい。</p> <p>それらの回答を踏まえて、水素ステーションを道路上に設置することによる道路の交通及び構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、十分な安全性が確保されるか否か等を勘案のうえ、これを占用許可対象物件とすることの適否について検討して参りたい。</p>	
<p>自家用有償旅客運送は、平成27年4月より、実施主体が拡大されたところであるが、過疎地等においては、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域も存在する。</p> <p>このため、地域公共交通会議において、関係者の合意が得られた場合など、一定の要件を満たした場合には、実施主体に旅館事業者等の民間事業者を加えることが必要であると考えます。</p> <p>観光誘客における「二次交通」の確保や、地域住民の足の確保といった、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、再検討をお願いします。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>有償旅客運送は、安全・安心の確保の観点から、原則として、安全体制等が適正に確保された一般旅客自動車運送事業者によって行われるべきものである。</p> <p>しかしながら、少子高齢化、過疎化等の進行により、一般旅客自動車運送事業者が採算性の面から継続が困難な地域を中心に撤退が進んでおり、地域の生活交通の確保が大きな課題となってきている。このように一般旅客自動車運送事業者によっては、地域住民に対する十分な運送サービスが提供されない場合においては、これを補完する目的として自家用有償旅客運送制度が創設された。</p> <p>このため、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー等によっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、地域住民等の関係者が合意した場合に実施できるものとし、また、実施主体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところである。</p> <p>また、平成27年4月より、非営利性を前提に一定の継続性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き団体」について自家用有償旅客運送の実施主体となることを可能としており、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域においても、自家用有償旅客運送が行うことが可能となるような対応をしているところである。</p> <p>自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業者が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限定しているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。</p>	
<p>市町村が運送主体であっても、運送により生じる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)の収受が認められていることは承知したが、そもそも、国土交通省秋田運輸支局より「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成18年事務連絡)の通知の解釈上、市町村実施の場合は含まれないとの回答を受けたこと(平成27年9月2日、秋田運輸支局を訪問、回答を得ている)から今回提案をしたものであり、今後こうした解釈の齟齬がないよう、通知等で明確に示してもらいたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>旅客運送においては、当該旅客運送が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)をサービス提供者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。</p> <p>上記の解釈については、平成18年に事務連絡を發出し、各地方運輸局に対し周知を行っているところであり、引き続き適切な制度運用が行われるよう努めてまいりたい。</p>	

国土交通省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
253	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	区画整理事業における準界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を準界特定制度の申請人としてできるように申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。境界確定については、不動産登記法の準界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、準界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人としてできる特例を定めたい。	区画整理事業において準界確定の必要となった事業に対し、準界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。	区画整理法第107条 不動産登記法第131条	法務省、国土交通省	豊田市		〇 境界立会い非協力者がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地買収も行えない現状である。現在、準界特定を申請できる者は、土地の所有権登記名義人等に限定されている。土地の所有権登記名義人等から、申請費の負担を含めた協力がなければ制度の活用が図れない。このため、公共事業においては、公共事業実施者が準界特定を申請可能とすることにより、制度の促進、円滑な道路管理、公共事業の進捗を図ることができる。 〇 追加施行の区画整理事業において、区画整理事業の地区区にかた土地所有者が境界立会いに記していないため、地区界が確定出来ず、今後予定される換地処分を遂行することが想定されるケースがある。これらの地区界について、準界特定制度を活用し、確定させていきたいが、準界特定制度の申請人は登記名義人等に限定され、区画整理事業の施行者である市は申請人になり得ない状況にある。そこで、土地区画整理法第107条第4項の特例として、組合施行における区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、組合自治体を申請人とできる特例を定めたい。	準界特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法(平成16年法律123号)第131条第1項)、非協力でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。また、隣接地の所有権登記名義人等の立会の協力が得られなくても、準界を特定することは可能であるから、隣接制度においても一定の事業については対応することができている。 なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に準界特定申請権限が付与されている。これは、本来は、準界特定により利益を受ける土地の所有権登記名義人等が申請人として手数料を納める仕組みであるところ、大規模災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るという基本理念の下、当該事業の実施主体が手数料を納付して申請を行うことを特別の措置として認めているものである。 上記のように現行制度でも一定の対応ができており、復興整備事業においてその実施主体に申請権限が認められた趣旨に鑑みると、区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。	
255	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	耐火構造の1階部分を造ることにより上層の不燃化を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速すため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長さ3m等)の木材を使い設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法が60mm大きくなる必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その地域の経済的社会的建設条件に即し、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならぬとあるところ、木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。	木材の流通市場に合わせた木材利用をすすめることで、より多くの学校建築で木造化の推進が木材の利用の促進に関する法律第4条	建築基準法第27条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条	国土交通省	豊田市	〔これまでの検討経緯〕 平成27年度第1回建築基準法の一部を改正する法律の施行を受け、学校等の施設で木材造りも可能になった。しかし、木構造を認める設計に当たっては、耐火構造と同等の防火性能を確保し、木材の劣化や腐食を抑制し、部材断面が大きい梁などを採れない感え代設計。柱や梁に使われる木材の一般流通している規格寸法を反映し、木造の安全性を確保した設計にて実証する検討が必要だった。		耐火構造・準耐火構造に関する規定は、建築物の用途や規模によって、火災による建築物の倒壊・延焼を防止するために必要な性能を定めており、建築物内における延焼や隣接建築物への火災の拡大を防ぐことを目的としている。3階建て学校等については、従来は、倒壊・延焼によって周囲に加える危害が重大であることから耐火建築物であることを求めているが、平成23年度から3カ年にかけて実施した大規模の火災実験を通じて十分な安全性を検証した上で、平成27年度から1階部分準耐火構造とすることを可能としたものである。したがって、1階部分を鉄筋コンクリート造とする方法については、上部の木造部分の倒壊による階間への部材落下等の問題について、技術的検証による安全性を確認できていないことから、ご提案の実現は困難である。 なお、木材を現して使用する場合は燃えしろ設計により実現することが可能であるが、燃えしろ設計は部材断面を大きくすることで火災時の安全性を確保する手法であるため、断面を小さくすることは困難である。また、一般的な寸法の木材を使う場合は、防火被覆を施すことにより、木材による耐火構造等を実現することが可能である。	
260	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果した)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めると、(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要と認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)	(構成市における具体例) 未整備の都市計画地区については都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画定めの計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたり1㎡の面積の検証や園々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。 その結果、公法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなったが、管理については公法法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業などが挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の実用としての需要を満たす土地は非常に限られている。 そのため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	公法法の規定に関わらず住民が利用する施設のために供することや、売却し別事業の財源に充てるなど、資産の有効活用を図ることができ。また、不要な資産を減らすことで維持管理業務及び維持管理費の削減に繋がれる。	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	国土交通省	指定都市市長会	豊田市	〇公法法の制度を利用して取得した土地のうち、計画変更等により利用見込みがなくなってしまうものについては、同法9条を改正することにより、他の利用への転用や処分が可能となれば維持管理費の削減や財源確保が可能となる。そのため、制度の改正を必要とする。	本法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するに必要となる土地の買取りに関する制度の整備、土地開発公社の創設、その他の措置を講じている。 先買制度により取得した土地は、土地所有者に対し、届出ないし譲渡制限といった義務を負いし制限を課した上で買取られたものである。その用途は公共性・公益性を有する 〇 都市施設に関する事業 ② 取用道路事業 ③ 地方公共団体等が行う住宅用地の賃貸又は譲渡に関する事業等の用又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならないこととされている。 一方、規制改革・民間開放推進3か年計画等を受け、先買制度により取得された長期保有土地の有効活用を図るため、平成18年の法改正にて、一定の要件を満たす場合に用途制限の緩和を認めている。 具体的には、買取られた日から10年を経過した土地であって、買取りの目的とした事業の廃止又は変更等によって①から③までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものにあつては、法が目的とする都市の健全な発展と秩序ある整備に資する各種法定計画に位置付けられた下記の事業のうち少なくとも認められたもの。 ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に係る特定の事業 ⑤ 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る特定の事業 ⑥ 多極分散型国土形成促進法に基づく特定の事業等 また、こうした公共性・公益性を有する事業に供されることから、法第6条第1項の協議に基づき買取られる場合には租税特別措置法第34条の2に規定する譲渡所得の特別控除の適用も可能となっている。 例えば、都市計画区域内外を問わず、宅地として売却すること(法第9条第1項第3号、同法施行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を設置・管理すること(法第9条第1項第2号)などは現行規定においても認められており、過去には、買取り後の事情変更により当初の買取り目的に供することができない場合に、一般公衆の上、住宅地として売却を行っている事例も確認している。 なお、今回提案頂いたケースのような先買土地の有効活用に関しては、制度の周知等の利用促進策を検討したいと考えているところ。 については、利用促進策を検討する上で、現行規定において対応できない用途を把握する必要があるが、これまで再三にわたり具体的な用途を示していただきたいとお願しているところ。先の提案団体へのヒアリングにおいても示されていない状況であり、重ねてとなるがどのような用途拡大が望まれているのか、具体的にお願いします。	
264	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置については、交差点の側溝又はそこから5メートル以内の部分のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる(道路のまがりかどから5メートル以内の部分)については同様の適用除外がなされていないため、最悪でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。	駐車場の出入口設置場所の選択が増えるため、より安全・円滑な道路交通実現に資する。	駐車場法施行令第7条第2項	警察庁、国土交通省	指定都市市長会	新橋区	〇本市に提出される路外駐車場設置届出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切と思われない計画が散見される。状況によっては、適用除外以外の方が合理的な見込みもケースもある。 〇繁華街、商店街、幹線道路に囲まれたエリアにおける駐車場の出入口位置は、現行法に基づく安全面から望ましい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。	指定都市市長会から示された仙台市の事例については、交通の危険を生じさせるおそれのある道路(第1号)に平成20年4月2日「地方公共団体等による路外駐車場の設置等に関する法律」が制定されたことと認められるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、詳細を確認中である。「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」については、大臣認否の対応に含めていない理由は以下のとおりである。 ① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しようとする車両及びその対向車がそれぞれその存在を認識できずに危険な状態が発生するおそれがあること ② 道路のまがりかどから5メートル以内の部分については駐車を行うことが禁止されているところ、駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること ③ 駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車場の用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、道路のまがりかどから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること ④ 路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員6メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ないこと	
272	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	補助金を用いて設けられた施設の、当初目的以外の活用について、補助金国庫納付免除(公共飛行機周回における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律)で設けられた共同利用施設)	補助金を用いて設けられた施設は、補助事業の完了後10年を経過したものであっても、長期にわたる耐用年数の期間に収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用途への活用は認められている。耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に対する対応が困難となっている。 他用途への転用や民間活用等の具体的な内容については今後検討していくこととなるが、活用の一環として、小規模保育施設や、高齢者のケア施設、企業、NPO等の貸しオフィス、会議室等が考えられるところ。	共同利用施設が小規模であることや地域に連なる耐用年数の期間に収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用途への活用は認められている。耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に対する対応が困難となっている。 他用途への転用や民間活用等の具体的な内容については今後検討していくこととなるが、活用の一環として、小規模保育施設や、高齢者のケア施設、企業、NPO等の貸しオフィス、会議室等が考えられるところ。	補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第22条 同施行令第14条 公共飛行機周回における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律第6条 同法施行令第5条 一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助金の額を定める告示 教育施設等騒音防止対策事業費補助金交付要綱 航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準	国土交通省	池田市			地方公共団体が国土交通省航空局所管国庫補助事業により補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増した財産(以下、「補助対象財産」という。)の部分については、地方分権改革推進要綱(第1号)に平成20年4月2日「地方公共団体等による路外駐車場の設置等に関する法律」が制定されたことと認められるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、詳細を確認中である。「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」については、大臣認否の対応に含めていない理由は以下のとおりである。 ① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しようとする車両及びその対向車がそれぞれその存在を認識できずに危険な状態が発生するおそれがあること ② 道路のまがりかどから5メートル以内の部分については駐車を行うことが禁止されているところ、駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること ③ 駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車場の用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、道路のまがりかどから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること ④ 路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員6メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ないこと		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>現行制度においても、一定の対応ができてきているのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人等であっても、筆界が未確定であることに実害のない状況で、応接のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争は避けたいとの心理もあり、筆界特定制度を利用して見えない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。</p> <p>区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が筆界特定制度の申請者となりうるよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、筆界特定制度の活用範囲の拡大につながるものと考ええる。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>個人の財産である土地の筆界を当該土地の所有者の意向によらず、行政が画することについては、慎重な検討を要するものと考えられる。</p> <p>土地区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。</p>	
<p>ご指摘の上部木造部分の倒壊による周囲へ加える危害について、学校等の一定の広さの敷地をもつ建物であれば、周囲への影響はないと考ええる。また、国土技術政策総合研究所が実施した「木造3階建て学校の火災安全性に関する研究」において、庇等を設けて開口から上階延焼を遅延した効果について、耐火構造の1階部分に活かすことで、木造部分への延焼防止と避難時間の延長が可能だと考えられる。</p> <p>避難上の問題については、特定防火設備で区画された耐火構造の階段室を適切に配置し、避難経路の意短化を図ることで、ご懸念について解消できると考える。</p> <p>学校においては、地域の木材を子供たちの目に触れさせることも教育の一つとなっており、ご指摘の防火被覆をする方法は理解しているが、木造化を進めるにあたって望ましい解決方法とは考えていない。</p> <p>木材利用の推進は国・地方を挙げて取り組む大きなテーマとなっており、地域の製材所で加工した一般的な流通規格の製材で学校等を建てることは、地域の活性化につながるだけでなく、木造化の推進が進むことになり、木材自給率を50%にする国の目標にも寄与するものである。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>3階建ての学校について耐火性能等を求めているのは、前回回答の通り、避難上の安全性を確保するためのものである。ご指摘の国土技術政策総合研究所の研究の結果は、平成27年度国土交通省告示第255号において、建築物全体の主要構造部を1時間準耐火構造とすることを前提とした基準に反映されているものであることから、その前提条件が成り立たない場合において部分的に基準を採用しても、避難上の安全性を確保しているものとは判断できない。</p> <p>なお、平成27年に施行された改正法の規定により、現行規定においても、安全性を確保した木造3階建ての学校を実現することは可能であることから、概えし設計に利用し、断面の大きな木材を部分的に利用する等の設計上の工夫によって、木材を現しの状態で使用することが可能である。</p>	
<p>本件は、一定の要件を満たす場合の用途制限の緩和など、これまでご尽力いただいた法改正を活用したうえで、なる残存する土地を問題視しているものである。面積、箇所、形状ともに不揃いで、かつ郊外に位置する土地は、必ずしも公共性・公益性を有する具体的な用途が見つかるとは限らず、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい。</p> <p>例えば、8月2日の提案募集検討専門部会にて貴省の説明資料にあった地域再生計画の事例のうち、取れた土地に係るものについては、いずれも周辺の利用に合わせて主に農地として活用した事例であり、農地の用に供するものとして地目、規模等適当であると事業主体によって判断されたものと見受けられる。名古屋市の保有する土地は、主に市街化区域内の宅地で買い取り申し出に応じ取得したものであり、先の例をそのまま活用できる見込みはない。</p> <p>このような地域再生制度等のスキームでは活用しにくい土地の多くは塩漬け状態となり、維持管理費がかり地方公共団体の財務状況を悪化させている。公法法が制定された昭和47年から社会情勢も大きく変化したことに鑑み、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択肢であり、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>また、公法法施行令第5条第1項第3号を根拠にして、用途制限を外して宅地として民間に売却した地方公共団体の事例があると貴省よりご教授頂いたが、当該条文でそのような処理が可能と解釈することは難しく、確信を持って運用できないため、法令上で明確に読めるよう規定を改めるべきと考える。</p>		<p>【豊田市】 ①法第9条は法第6条第1項に定める地方自治体が示した目的以外の利用(売却を含む)は認められると考えてよろしいか。 ②目的外利用ができる期間を5年程度に短縮できないか。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>先のとアテリングで示した宅地としての処分事例については、住まいの確保を通じた地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資そうとする本法の趣旨に沿うものとして政令第5条第1項第3号に基づき行われているものである。現行法令で対応可能として、過去には地方公共団体等に周知しており、当該条項の解釈による混乱が生じているとは考えにくく、改めて法令上で明文化することが地方分権や規制緩和につながるものではないと考える。</p> <p>また、「1次回答を踏まえた提案団体からの見解」で、既に先のとアテリングで紹介している先買いにより取得された土地の活用事例が提案団体において「そのまま活用」できないとの指摘があったが、地域再生計画に掲げる事業について、地域再生法上、活用する土地の面積、形状、地目、所在する区域といった要件等の制限はないことから、提案団体においても、他の例を参考としつつ、地域の実情やニーズを踏まえて、当該制度を活用することができるのではないかと考える。</p> <p>その上で、以前よりお願しているが、公法法の現行規定では先買い土地の用に供することができないとされる「住民のための施設」や「近隣等のニーズに応じた公益的な目的に資する形で活用」について、その具体的なものを示し願いたい。</p> <p>また、先買い制度により取得した土地が塩漬けとなっているとの指摘があるが、具体的な用途を示さないのであれば、先買いした土地の用に供する制限があることが活用に向けたネックとなっているのではなく、自治体が先買いした土地を含めた所有する不動産の有効活用に向けて、具体的な用途や売却先を検討できていない点に問題があるのではないかと考える。</p> <p>なお、本法の先買い制度が、土地所有者に対し届出ないし譲渡制限といった義務ないし制限を課した上で買い取るものであることから、当該制度により取得した土地の用途を公共性・公益性を有するものに限定している現行法が、まさしく処分が認められる場合を限定する等の恣意的な処分を防ぐ仕組み」を設けたものであり、さらに、法第9条の用途制限によって「公金により取得した土地が処分されることに対する疑念・批判を回避できるもの」である。</p>	
<p>まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリー的に排除される仕組みになっており、駐車場法施行令第7条第2項で規定されている交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきと考える。</p> <p>貴省第1次回答で示された理由①・②はあくまでも可能性であり、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障があると判断した場合、設置を認めなければ解決するものである。</p> <p>理由③については、現在、制限規定の適用が除外される可能性がある交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分に設置しても、駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、交差点の側端又はそこから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられ、まがりかどに出入口を設置できない理由にはあたらない。</p> <p>理由④については、当方としてはまがりかどがどれほど存在するかデータを持ち合わせていない。しかしながら、仮に少数であったとしても、必要な対策を講じることが前提として、そこに出入口を設置したが、より交通渋滞の防止や安全な交通の確保に繋がるのであれば、設置を認めるべきであり、ケースが少ないからという理由で検討対象から除外すべきではないと考える。</p>		<p>【新宿区】 国土交通省、警察庁の見解のとおり、事故の防止、安全性の確保が前提となることは理解しております。 新宿区として具体的な事例はありませんが、区内の繁華街、商店街などでも、支障事例と同様のケースが発生することが考えられることから、適用除外について要望しました。</p>		<p>【全国市長会】 事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>○交差点は、駐車場出入口について、例外的に国土交通大臣認定により設置が可能である。一方、まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリー的に排除され、硬直的で過剰な規制の仕組みとなっている。国土交通大臣が個別に認めれば設置可能な交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきではないか。</p>	<p>路外駐車場の出入口に関する規定のうち、まがりかどから5m以内における出入口の設置については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう規制の弾力化を検討する。</p>
<p>ご回答いただいた財産処分承認基準における改善措置を踏まえ、共同利用施設のあり方等について検討を進めていきたい。 また、近年の公共施設等を取り巻く環境の変化を踏まえ、共同利用施設を含む公共施設の有効利用が可能となる制度運用を引き続きお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>・用途上不可分不可分については、学校と保育所が別棟の場合、直接機能上の関連はなく、単に隣にある校舎を供給していることに基づき、結果として用途上可分とされ、敷地分割されている。児童福祉法第39条第2項の学童保育所においても、各特定行政庁で上記と同様に判断していることが一般的である。</p> <p>・法第86条に基づき一回地認をするためには、様々な要件をクリアすることが必須であり、個々の学校における敷地状況や既存の建物状況などが、総合的設計による一回地認を前提として計画されていない学校施設に適用することは困難である。</p> <p>・法第43条ただし書きを適用する際は、「広場等広い空地」などを有していることが条件となっている。学校は広い空地(グラウンド)を有しているが、義務教育課程における学校としての目的を果たす上で不可欠な施設として確保されているものであり、かつ、学校としての建築敷地に設定されていることから建築基準法第43条ただし書き許可における広い空地とみなすことは馴染まない。</p> <p>以上のとおり、現行制度上、特定行政庁及び建築主事が判断する上では、全国で統一した運用となるよう本案件に対する運用方針を技術的助言等で明確にする必要がある。</p>				<p>【全国市長会】 所管者からの回答が、「現行制度でも建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要なく、建築することが可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>【文部科学省回答】 文部科学省として回答可能な事項なし。 【厚生労働省回答】 厚生労働省として回答可能な事項なし。 【国土交通省回答】 同一敷地内に二棟以上の建築物がある場合には、敷地の用途を決定する建築物(主要用途建築物)とこれに関連する建築物(付属建築物)の関係により用途上可分不可分の判断を行うこととしている。この関係が内包関係(付属建築物が主要用途建築物の敷地の一部を構成する場合)又は付属関係(主要用途建築物と付属建築物との間に強い機能上の関連を持っている場合)である際には、用途上不可分として判断する。 学校と学童保育所の関係については、付属関係にあり用途上不可分であると判断される場合と、付属関係に無く用途上可分であると判断される場合がある。本提案に関しても、八王子市の判断により用途上不可分と判断しても差し支えないものと考ええる。</p>	
<p>自転車及び原付二種(排気量50cc未満)の無秩序な放置の増大等が、自転車法の制定の背景であるが、近年の技術革新により、原付一種とほとんど変わらない車体サイズで原付二種(排気量50cc超125cc未満)が製造されるようになったことから、原付二種においても自転車法制定時と同じ状況が生じているため、それらを解消するための法的根拠の構築を求めることが提案の趣旨である。この点について、国としての現状認識やその必要性について見解を示されたい。</p> <p>現状、道路交通法第51条に基づく、違法駐車に対する措置は車両(自動車、原動機付自転車、軽車両、トリアックス)を対象としていることから、自転車法を根拠とした自治体の条例に基づく原付一種の撤去と重なり合う部分がある。この回答にあるように原付二種(道路交通法上では「自動車」に分類される)の撤去を自治体の条例に独自に盛り込むことが、条例制定権の中で可能であるのか否か警察庁を始め、国の見解を伺いたい。</p> <p>また、条例による撤去が可能であるのであれば、条例を根拠として自転車法の規定と同様に「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合」に原付二種を撤去することが、道路交通法に抵触しないことを明確にするよう求める。</p> <p>事実、警察による取締りが十分に機能していない結果、歩道上に原付二種の放置が散見される状況があることが問題なのであって、法改正や法制定が難しいのであれば、警察による取締り及び自治体との連携を強化することによっても目的は達せられるため、警察庁を通じ、警視庁・各道府県警に強く申し入れしてもらいたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、十分に検討すること。提案団体の回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>【内閣府】 内閣府としては、第1次回答で回答したとおりである。なお、道路交通法や取締に関することは警察庁から回答されると考える。 【警察庁】 道路交通法との関係に限って申し上げれば、「駅前等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止すること」を目的として道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の撤去を地方公共団体が行うことについては、道路交通法第51条に規定する違法駐車に対する措置等とは目的・手法が異なるため、道路交通法との関係で、こうした事項を定める条例の制定が許されないものではないと解される。 【国土交通省】 国土交通省において回答可能な事項なし。</p>	
<p>指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、現在、半数以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事務に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後大きな期待を寄せられている。</p> <p>また、公営住宅の管理事務については、事務処理の件数が非常に多いといった特性があり、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えられているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要が生じるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。</p> <p>なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっていると考える。</p>		<p>【八尾市】 指定管理者はその主体が明確でないとのことですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講ずることにより、その主体の明確性は担保されていると解されます。</p> <p>さらに、同条第6項の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなり、通常の外部委託契約とは異なり、行政から公の施設の管理権限を委任に足る資質を有する団体を指定するよう手続きが厳格に定められています。</p> <p>また、個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずる責務について、条例で定めるとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切さを担保することができるものと考えます。</p> <p>【要嬢県】 指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、取柄など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者により管理主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。</p>	<p>【内閣府の回答を記載】 個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。 指定管理者は、地方自治法に定められた主体であるとはいえず、法人その他の団体という様々な主体もなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識し、関与もできないものとなっている。 情報提供を行う地方公共団体としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについて、個人情報保護の観点からの懸念が生じると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とすることは困難である。</p>	
<p>【療育手帳について】 平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。</p> <p>地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を得なければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わないため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。</p> <p>【外国人保護について】 法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。</p> <p>同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整していることと承知している。</p> <p>外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。</p>		<p>【千葉県】 一回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>【内閣府の回答を記載】 ○療育手帳関係情報 療育手帳については、本表は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象と認めるものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。 療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見を把握しつつ、誤用の事象が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。 なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。</p> <p>○外国人生活保護関係情報 国境の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考える。</p>	
<p>公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。</p> <p>マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けたうえで行う必要が生じる。</p> <p>入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に設置主体となり費用負担を求めることは、代行する期限が定められていることから必ずしも合理的であると考えており、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構からのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないか。また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要がある)は改正すべきではないか。これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>【内閣府の回答を記載】 今後の事務の進展を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を記載することと検討する。</p>